

山 監 第 N 3 1 0 4 - 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 6 月 2 0 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(市民生活部関係)

| 問 題 点 | 改 善 措 置 |
|--|--|
| <p>(1) その他について</p> <p>自動車臨時運行許可証の返納時期を大幅に経過しているものがある。適切な事務処理をするとともに、悪質・常習者については、不正使用とみなし警察への告発を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">【市民課】</p> | <p>このたび指摘を受けました事例につきましても、指摘後、課長が電話連絡を行い事件本人と連絡が付き返納があったことを報告します。</p> <p>今後は期限を過ぎても返納しないものについては以下の手順に対応を改めます。</p> <p>① 申請受付時に、許可証及びナンバープレートの返納期限の説明、確認を徹底する。特に悪質・常習者と思われる申請者には厳しく注意を促す。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>② 有効期間満了日から5日経過した時点で返納がない場合は、電話催告を行う。</p> <p>③ 概ね1ヶ月経過しても返納がない場合は、至急返納するよう督促文書を送付する。 (その間も随時、電話連絡を行う。)</p> <p>④ 文書送付後も返納がない場合は、返却期日を指定した催告文書を送付する。</p> <p>⑤ 期日以降も返納がない場合には不正使用とみなし、警察・陸運支局に相談、協議し、必要な場合には法的手続を進める。</p> |
|--|---|